

市民ホールの指定管理者再指定について

1. 指定管理者

一般財団法人狛江市文化振興事業団

2. 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

3. 指定管理者検証委員会検証結果

総合評価 B (期待値をやや上回る)

	評価区分	評価	総合評価(評価理由)
総合評価	施設利用状況	3	B 全般的に一般財団法人狛江市文化振興事業団の指定管理業務は、効率的・経済的・安定的に運用されている。貸館事業はもとより、自主事業も積極的に展開し、狛江市における文化・芸術の拠点として評価することができる。減収となっていたチケット収入においても、第4期指定管理期間中に自主事業のインターネット予約及びクレジットカード決済を予定しており、利便性の向上及びより幅広い世代の集客が期待できる。音楽事業・絵手紙事業を中心に行っているアウトリーチ活動は、市民文化の振興に寄与する重要な役割であり、第3期指定期間では音楽事業の積極的な事業展開及び絵手紙事業の参加者が増員していることから文化芸術の底辺拡大に大きな貢献を果たしている。市民に身近な市民ホールとして、ますますの発展が望まれるとともに文化・芸術活動の拠点としての地位を確立してもらいたい。
	事業収支	3	
	職員配置	3	
	事業実施	4	
	管理運営全般	3	
	施設の維持管理	3	
	サービスの向上	3	
	危機管理対策	3	
	その他	3	
	利用者評価	3	

4. 今後の予定

平成 30 年 12 月 第 4 回定例会に上程

議決後、告示

平成 31 年 1 月 本協定締結